







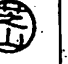



第一種圧力容器安全弁整備役務

件名	第一種圧力容器安全弁整備役務					縮尺	—		
種別	表紙					図面番号	1 / 3		
業務隊長	文書審査	総務科長	管理科長	営繕班長	工事企画	管財	施設管理	※17-係長	設計者
									
陸上自衛隊習志野駐屯地業務隊管理科						令和 6年 3月 28日			

仕 様 書

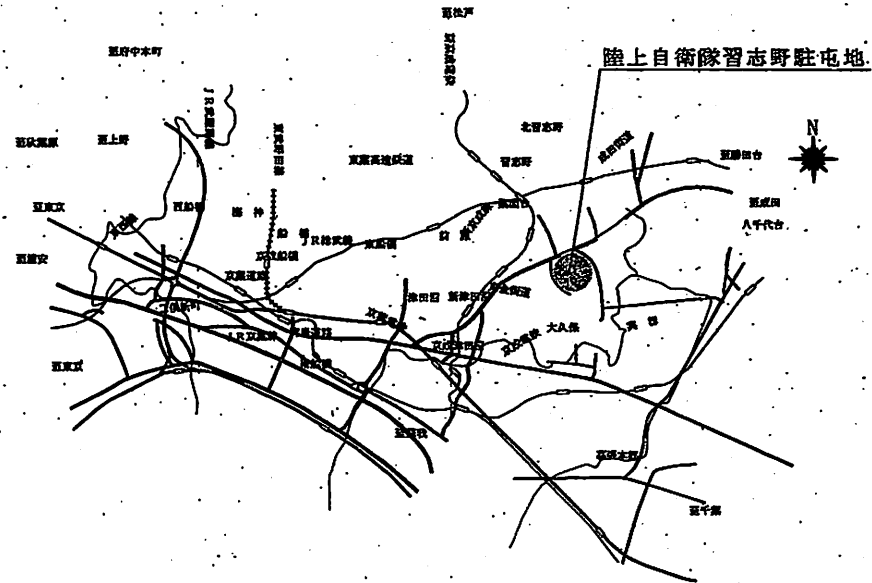
- 1 役務件名 第一種圧力容器安全弁整備役務
- 2 役務場所 千葉県船橋市栗台3-20-1
陸上自衛隊習志野駐屯地
- 3 役務概要 第一種圧力容器安全弁整備 1式
- 4 一般事項

- (1) 本仕様書は、陸上自衛隊習志野駐屯地において実施する「第一種圧力容器安全弁整備役務」について必要な事項を規定する。
- (2) 本役務は設計図書に記載してある事項のほか、最新版「建築保全業務共通仕様書」及び、関係諸法令の定めるところに従い実施するものとする。
- (3) 本仕様書に記載なき事項で、技術上当然実施すべき事項については、確実に実施するものとする。また、内容に疑義が生じた場合には、速やかに監督官と協議し、その指示に従うものとする。
- (4) 受注者は役務を行う場合の駐屯地への立入り及び駐屯地での行動は、監督官の指示を遵守して行うものとする。
- (5) 許可を受けてない場所への立入りは厳禁とする。
ただし、業務に際して立入りの必要が生じた場合は、監督官と調整し所定の手続きをとるものとする。
- (6) 業務時間は、原則として平日の08:15から17:00までとする。
なお、業務日時を変更する必要がある場合は、事前に承諾を受けるものとする。
- (7) 業務作業者は、その作業内容に応じ、必要な知識及び技能を有すること。また、法令等により作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が作業等を行うものとする。
- (8) 役務期間中は、駐屯地内の施設等に損傷を与えないよう十分注意して作業を実施することとし、万一損傷させた場合には速やかに監督官に報告するとともに、受注者の責任において保証するものとする。
- (9) 本仕様書は、当役務関係者以外に貸出、複写及び回覧させてはならないものとし、関連した情報が漏洩した際には、受注者が全て責任をとるものとする。
- (10) 役務写真は、施工前、施工中及び施工後の隠蔽部となる箇所や、主要な作業段階の実施状況、その他監督官の指示するものを撮影し、写真帳（A4版）に整理し、完了検査前に監督官に提出するものとする。

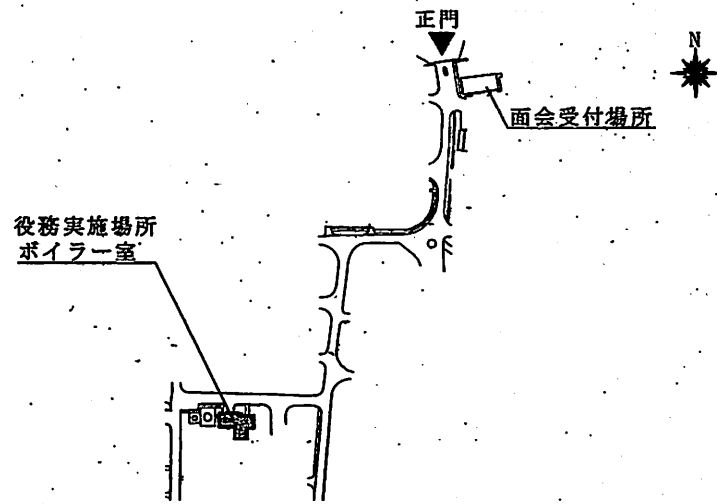
5 特記事項

- (1) 本役務で分解整備及び吹出し試験をする第一種圧力容器安全弁については、図面番号3/3に示す「第一種圧力容器安全弁種別一覧表」のとおりとする。
- (2) 受注者は、官側が受検する性能検査に備えるため、図面番号3/3「第一種圧力容器安全弁種別一覧表」に示す安全弁整備を各性能検査前日（前期性能検査 令和6年6月3日（月）及び4日（火）、後期性能検査 令和6年10月17日（木））までに完了するものとする。
- (3) 役務で使用する器具、用具及び消耗品類は、受注者負担とし、JIS規格又はこれと同等以上のものとする。
- (4) 受注者は、本役務に関し十分な経験と技術を有したボイラー整備士の免許保有者を充てることとし、かつ役務を安全確実に遂行し、第一種圧力容器が良好な状態で運用できるよう実施するものとする。
- (5) 整備により本役務で改善できない不具合を発見した場合は、官側に報告の上、精密調査及び見積書を提出するものとする。
- (6) 受注者は、性能検査当日（前期性能検査 令和6年6月3日（月）及び4日（火）後期性能検査 令和6年10月17日（木））に立会すること。また、ボイラー検査官より指摘があった場合には、その場で指摘箇所の是正を行えるよう準備を怠らないようにするものとする。
- (7) 受注者は、吹出し試験の実施にあたり、安全弁のパネの伸縮調整を行い、官側の指示する圧力に設定すること。なお、吹出し試験終了後、「安全弁成績証明書」を提出するものとする。
- (8) 提出書類については下記のとおりとする。
 - ア 現場代理人等（指名、変更）通知書
 - イ 打合せ簿
 - ウ 工程表
 - エ 役務開始届
 - オ 役務完了届
 - カ 役務写真
 - キ 安全弁成績証明書
 - ク 精密調査及び見積書（不具合が発生した場合のみ。）
 - ケ その他、監督官の指示するもの

件名	第一種圧力容器安全弁整備役務	縮尺	-
種別	仕様書	図面番号	2/3
陸上自衛隊習志野駐屯地業務隊管理科		令和	6年3月28日



駐屯地案内図 S=1/X



配置図 S=1/X

前期性能検査整備一覧表

建物	種別	口径	流体	設定圧力	数量
2号	貯湯槽	40A	水	0.45MPa	1台
17号	貯湯槽	32A	水	0.50MPa	1台
23号	貯湯槽	32A	水	0.45MPa	1台
25号	貯湯槽	32A	水	0.50MPa	1台
197号	貯湯槽	25A	水	0.45MPa	1台
23号	熱交換器	20A	蒸気	0.40MPa	1台
		25A	水	0.45MPa	1台

後期性能検査整備一覧表

建物	種別	口径	流体	設定圧力	数量
2号	貯湯槽	40A	水	0.45MPa	1台
25号	貯湯槽	32A	水	0.50MPa	1台
102号	貯湯槽	40A	水	0.45MPa	1台
191号	貯湯槽	32A	水	0.45MPa	1台
206号	貯湯槽	25A	水	0.50MPa	1台
191号	熱交換器	32A	蒸気	0.45MPa	1台
		32A	水	0.45MPa	1台

第一種圧力容器安全弁種別一覧表

件名	第一種圧力容器安全弁整備役務	縮尺	図示
種別	駐屯地案内図 配置図 第一種圧力容器安全弁種別一覧表	図面番号	3/3
陸上自衛隊習志野駐屯地業務隊管理科			令和6年3月28日